

川口市成年後見人等の報酬助成要領

(趣旨)

第1条 この要領は、成年後見制度の利用にあたり、成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「後見人等」という。）に対する報酬を負担することが困難である者に対し、川口市長（以下「市長」という。）が行う報酬助成について定めるものとする。

(交付手続)

第2条 助成の手続きは、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象者（以下「対象者」という。）は、市長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項若しくは第876条の9第1項に規定する審判の請求（以下「市長による審判請求」という。）又は民法第7条、第11条若しくは第15条第1項の規定による、本人、配偶者若しくは四親等内の親族による審判の請求（以下「親族等による審判請求」という。）に基づいて行われた家庭裁判所の審判によって成年被後見人、被保佐人又は被補助人、成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人となった者（民法第725条に規定する親族が成年後見人等として付されている者を除く。以下「本人」という。）のうち、助成申請時において、次に掲げる経済的要件のいずれか及び住所地要件のいずれにもあてはまる者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(1) 経済的要件

- ア 生活保護法による保護を受けている者、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付を受けている者
- イ 別表1で規定する要件に該当する者

(2) 住所地要件

- ア 川口市の住民票に記載されている者。ただし、川口市内の施設等への入所・入居等に伴う川口市への転入により、後見等の審判請求者、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関、中国残留邦人等支援法による支援給付の実施機関、障害者の日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）による給付の決定機関、老人福祉法による措置の実施機関のいずれかが川口市以外の市町村となっている者を除く。

イ 川口市の住民票に記載されていない者。ただし、川口市外の施設等への入所・入居等に伴う川口市からの転出により、後見等の審判請求者、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関、中国残留邦人等支援法による支援給付の実施機関、障害者総合支援法による給付の決定機関、老人福祉法による措置の実施機関のいずれかが川口市となっている者。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は助成の対象としない。

(1) 平成30年3月31日以前に、本人もしくはその他の親族による審判請求により、後見等の開始の審判の決定を受けた被後見人等

(2) 川口市以外の自治体又は団体等の実施する制度により、助成を受けられる者
(助成額)

第4条 助成額は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第9条第1項甲類第20号に規定する報酬付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）により家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内で、その全部又は一部を助成するものとし、本人の生活の場が在宅の者にあつては月額28,000円、施設入所又は入院中の者にあつては月額18,000円を助成の上限額とする。ただし、生活の場が月の途中で変更した場合は日割とする。

(助成対象期間)

第5条 助成対象期間は家庭裁判所による報酬付与の審判に記される範囲を原則とする。ただし、報酬付与期間の全体が1ヶ月に満たない場合は助成の対象としない。

2 対象期間の始めの月と終りの月については15日以上を以ってそれぞれ1ヶ月とみなす。ただし、一度助成された月は助成対象としない。

(申請)

第6条 後見人等の報酬助成を申請する者は、後見人等（保佐人及び補助人にあつては、財産管理関係についての代理権を付与された者に限る。）又は本人（保佐人及び補助人にあつて、財産管理関係についての代理権を付与されていない場合に限る。）（以下「申請者」という。）とする。

2 報酬付与の審判により家庭裁判所が報酬額を決定し、申請者が助成を受けようとするときは、後見人等の報酬助成申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

3 前項の申請書の提出期限は、特別な場合を除くほか、家庭裁判所による報酬付与の審判の決定のあった日の翌日から起算して原則2月以内とする。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて実態を調査し、助成の可否を決定するものとする。

2 助成の可否にあたっての判断については、本人及び世帯員の不動産、年金、預貯金等の資力の実態を調査することにより行うが、その判断の基準については本人及び世帯員が現実に費用負担できる十分な余裕があるか否かを考慮する。

3 市長は、助成の決定を行ったときは、申請者に対し、速やかに後見人等の報酬助成決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定による助成の決定を受けた申請者は、通知された決定内容等に不服があるときは、通知書を受領した日から14日以内に、文書をもって当該申請を取り下げることができる。

(助成金の支払)

第9条 第7条の規定による助成の決定を受けた申請者は、後見人等の報酬助成請求書(様式第3号)により、当該決定された助成金を請求することができる。

2 助成金の支払は、前項の請求に基づき、本人名義の口座への口座振替によって行う。ただし、本人死亡の場合は、後見人等名義の口座へ口座振替によって行う。

(後見人等の報告義務)

第10条 後見人等の報酬の助成を受けている者の後見人等は、本人及び世帯員の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止等)

第11条 市長は、対象者の資産状況、生活状況の変化若しくは死亡等により助成の理由が消滅したと認めるときは、これを中止し、又は助成額を増減することができる。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者がいるときは、その者に対して、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(譲渡の禁止)

第13条 申請者等は助成金を受ける権利については、これを譲渡してはならない。

(後見人等の義務)

第14条 定期的な助成申請が可能となるよう、後見人等は1年に1回を目途に報酬付与の審判の申立てを行うものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。ただし、65歳未満のものは市長申立に限り報酬の助成対象とする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表1

以下の(1)から(3)の全てを満たす者。

- (1) 市民税非課税世帯（世帯員全員が非課税）
- (2) 預貯金等（生命保険を除く）の額が、100万円以下の額（世帯員含む）
- (3) 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

※任意後見人等は対象外とする。

※世帯員とは、住民登録で同じ世帯として登録している者。ただし、住民登録上別世帯であっても、事実上生計を同じくしている人は同一世帯とみなす。